

「地域の未来予測」に基づく広域連携推進要綱

令和4年3月30日（総行市第36号）制定

第1 趣旨

2040年頃にかけて少子高齢化を伴う人口減少やインフラの老朽化等が深刻化する中で、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、それぞれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、首長、議会、住民に加えて、コミュニティ組織、NPO、企業等の地域社会を支える主体がともに、資源制約の下で何が可能なのか、どのような未来を実現したいのかについて議論を重ね、ビジョンを共有していくことが重要である。

その際、人口減少やインフラの老朽化等に伴う変化・課題の現れ方は地域によって異なることから、議論の前提として、具体的にどのような資源制約が見込まれるのかについて、各市町村がその行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しを、客観的なデータを基にして整理しておくことが重要である。

また、地方公共団体がそれぞれの有する強みを活かし、それぞれの持つ情報を共有し、資源を融通し合うなど、地域の枠を越えて連携し、役割分担を柔軟に見直す視点も重要となる。

そこで、既に市町村間の広域連携に取り組んでいる地域や、経営資源の活用等の観点から市町村間の広域連携に新たに取り組もうとしている地域等においては、複数の市町村で「地域の未来予測」を作成し、当該「地域の未来予測」によって明らかになった変化・課題の見通しを市町村間で共有し、それを踏まえて「目指す未来像」を議論することでその後の広域連携の可能性を探ることも有効である。

以上を踏まえ、本要綱により、「地域の未来予測」の作成やそれに基づく広域連携の取組の積極的な推進を図るものである。

第2 定義

1 「地域の未来予測」

この要綱における「地域の未来予測」とは、以下に掲げる要件をすべて満たすものをいう。

- ① それぞれの地域^{*1}における行政需要や経営資源に関する長期的な（概ね15年から30年先までの）変化・課題の見通しを、客観的なデータを基にして整理したものであること。
- ② 分野横断的な指標として、各分野の推計の前提となる人口や人口構造の変化及び施設・インフラの老朽化等に関して長期的な将来推計を行ったものであること。
- ③ ②を踏まえて複数の分野^{*2}についての長期的な変化・課題の見通しを整理したものであること。

※1：市町村、あるいは推計データの入手が可能であれば市町村における一部の地域（例えば、指定都市における行政区や支所の管轄区域、中学校区等）を単位として整理することも考えられるが、「地域の未来予測」に基づく広域連携につなげていく

ためには、「地域の未来予測」を複数の市町村によって共同で作成することが期待される。

- ※2：人口や人口構造の変化及び施設・インフラの老朽化等の影響を大きく受ける分野のうち、人口等を基礎として長期見通しの推計が可能な分野であって、施設・インフラをはじめとしたサービス提供体制の見直しに長期的な視点での検討が必要な分野として、i 子育て・教育、ii 医療・介護、iii 公共交通、iv 衛生、v 防災・消防、vi 空間管理等が考えられる。

2 「目指す未来像」の議論

「地域の未来予測」によって明らかになった変化・課題の見通しを踏まえつつ、客観的な推計が困難な分野や指標についての見通しや目標も併せて、どのような未来を実現したいのかについて、住民等とともに議論することをいう^{*1}。

この際、「地域の未来予測」そのものは、人口やインフラの老朽化などを基礎として長期見通しの推計を行うことができる一部の分野に限定されるが、「目指す未来像」の議論は、そうした分野にとどまるものではないことから、住民等とともに議論するに当たっては、より広い視点^{*2}が求められるものである。

また、議論の結果については、様々な政策や計画に反映していくことが期待されるものである。

- ※1：「目指す未来像」の議論についても、「地域の未来予測」に基づく広域連携につなげていくためには、複数の市町村によって行うことが期待される。

- ※2：例えば、「地域の未来予測」によって推計された資源制約を乗り越えるための技術の導入や担い手の確保に関するもの、人口構造の変化や施設の老朽化に起因する変化以外の影響が大きく、長期にわたる客観的な推計が困難な行政分野（例えば、経済・財政、観光、環境等の分野）に関するもの、地域において重要と考えている地域資源に関するものなどが考えられるが、これらに限定されるものではなく、あくまで地域の選択に委ねられるものである。

3 「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組

複数の市町村で作成した「地域の未来予測」によって明らかになった変化・課題の見通しを踏まえて「目指す未来像」を議論した結果、実施することになった広域連携の取組をいう。

ただし、「地域の未来予測」の作成に関わった全ての市町村が連携して実施することまでは要さず、「地域の未来予測」の作成に関わった一部の市町村が実施する広域連携の取組も含む。

また、1つの「地域の未来予測」に基づいて、複数の広域連携の取組を実施することになった場合にはその全ての広域連携の取組を含む。（例えば、A市、B市及びC町が「地域の未来予測」を作成し、それを踏まえて「目指す未来像」を議論した結果、A市及びB市が子育て分野で、A市及びC町が福祉分野で連携事業を実施することになった場合等）

第3 「地域の未来予測」に基づく広域連携を推進するための各主体の取組

「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」（令和2年6月26日第32次地方制度調査会）及び「地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ報告書」（令和3年3月地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ）等を踏まえ、市町村が、以下1に掲げる取組を積極的に行うことができるよう、都道府県は、以下2のとおり市町村による「地域の未来予測」の作成や広域連携の取組等の補完・支援を行い、総務省は、以下3のとおり財政上の措置や市町村・都道府県への情報提供等の必要な支援を行う。

1 市町村

（1）「地域の未来予測」の共同作成及び「目指す未来像」の議論

核となる都市がなく、規模・能力が同程度の市町村が複数存在するような地域においては、長期的な変化・課題の見通しを市町村間で共有し、合意形成を行った上で、安定的・継続的な広域連携の取組によって必要な行政サービスを提供していくことが重要である。そこで、かかる地域において複数の市町村で「地域の未来予測」を作成し、当該「地域の未来予測」によって明らかになった変化・課題の見通しを市町村間で共有し、それを踏まえて「目指す未来像」を議論する*ことでその後の広域連携の可能性を検討する。

また、三大都市圏についても、75歳以上人口の急速な増加等の課題が顕著に現れることが見込まれることから、「地域の未来予測」を共同で作成し、これを踏まえて、地域の実情に応じた相互補完的、双務的な役割分担に基づく広域連携の取組の可能性を検討する。

さらに、既に連携中枢都市圏や定住自立圏を形成するなど、広域連携の取組が一定進んでいる地域においても、改めて「地域の未来予測」を共同で作成・共有し、「目指す未来像」を議論することは、広域連携の取組内容をより深化させる観点から有益である。

「地域の未来予測」は、短・中期の目標の達成を重視した従来の一般的な計画等では十分着目されてこなかったそれぞれの地域の課題に改めて気づきを与えるためのものである。したがって、「地域の未来予測」を作成すること自体が目的ではなく、当該「地域の未来予測」を踏まえてどのような未来を実現したいのかについて住民等も巻き込みながら議論を行い、その議論の結果を様々な政策や計画に反映させていくことが重要である。「目指す未来像」の議論については、ワークショップの開催や地域の多様な主体が参画している協議会等のプラットフォームの活用、議会への説明等により行うことが考えられる。

また、「目指す未来像」の議論の中で、公共私が多様なステークホルダーと課題やビジョンを共有していくには、議論の素材となる将来推計が客観的なものであったとしても、長期的な変化や課題について直感的にわかりやすくするための「見える化」（例：地理情

報システム（GIS：Geographic Information System）により人口構造等の「見える化」を図る）や、必要に応じて参加者の緊張や心理的な抵抗を和らげ、議論を進めやすくするための工夫（例：ワークショップにゲーム性を持たせる）を行うなど、適切な提示の仕方を検討することが重要である。

首長、議会、住民等が「地域の未来予測」に盛り込まれた重要な将来推計のデータを共有し、それを材料の1つとして「目指す未来像」について議論していくことが重要であること、また「目指す未来像」についても首長、議会、住民等が共通の認識を持つことが重要であることから、「地域の未来予測」をはじめ「目指す未来像」を検討するに当たって材料や前提とした情報及び検討の結果取りまとめられた「地域の未来像」については、幅広く公表することが望ましい。

※ 「地域の未来予測」の作成や「目指す未来像」の議論に当たっては、必要に応じて「地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ報告書」（令和3年3月地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ）の分野・指標の例や分析方法、「地域の未来予測」の活用方法等を参照していただきたい。

（2）「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組

複数の市町村で作成した「地域の未来予測」によって明らかになった長期的な変化・課題の見通しを市町村間で共有し、合意形成を行った上で、安定的・継続的な広域連携の取組によって必要な行政サービスを提供していくことが重要であることから、複数の市町村で作成した「地域の未来予測」を踏まえて「目指す未来像」を議論する中で必要となる連携の相手方、方法等を含めた具体的な広域連携の取組を検討し、実施する。

具体的には、それぞれの地域の実情に応じて、住民の生活機能の確保、災害への対応、地域社会を支える次世代の人材の育成、さらには、森林や農地の保全、持続可能な都市構造への転換等に広域的に取り組んでいくことが必要である。また、インフラの老朽化、利用者の減少に伴う維持管理コストの増大や、技術職員、ICT人材等の専門人材の不足の深刻化に対応するためには、施設・インフラ等の資源や専門人材の共同活用に取り組むことも重要である。

こうした取組を進めるに当たっては、地方自治法上の事務の共同処理の仕組み（連携協約の締結、事務の委託等）や民法上の契約等、様々な広域連携の手法の活用が期待される。各市町村はこうした多様な広域連携の手法の中から、地域の実情等に応じて最も適したものを自ら選択し、取り組むこととする。

2 都道府県

都道府県には、個々の市町村の規模・能力、市町村間の広域連携の取組の状況に応じて、きめ細やかに補完・支援を行う役割を果たしていくことが期待される。そこで、都道府県は、市町村における「地域の未来予測」の作成に資するよう、市町村の技術、人材、環境面に関する問題を解消するための支援を行うとともに、市町村の求め等に応じて、把握すべきデータの提供やデータ分析の支援等を行い、地域の変化・課題の見通しを市町村と共

有することが重要である。この際、必要に応じて、都道府県が、各市町村と協働の上、「地域の未来予測」の作成方針を統一する（例えば、都道府県主導で扱う指標を統一する等）といった支援を行うことも考えられる。

3 総務省

総務省は、「地域の未来予測」を作成して「目指す未来像」を議論する市町村、「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組を実施する市町村に対して、別紙のとおり必要な財政上の措置を行うほか、先進事例の調査や当該事例の市町村・都道府県への情報提供等を行う。

第4 留意事項

- (1) 複数の市町村で「地域の未来予測」を作成しようとする場合は、総務省から必要な情報提供等を行うため、「地域の未来予測」の作成前に、別添様式1に記入の上、総務省へ連絡すること。
- (2) 複数の市町村で「地域の未来予測」を作成した場合（本要綱の制定前に既に作成している場合を含む。）は、総務省から必要な情報提供等を行うため、別添様式2に記入の上、総務省へ連絡すること。

(別紙)

「地域の未来予測」に基づく広域連携の推進のための地方財政措置について

複数の市町村が、本要綱に基づき「地域の未来予測」を共同で作成し、当該「地域の未来予測」を踏まえて「目指す未来像」について議論を行う場合及び「地域の未来予測」に基づき広域連携の取組を実施する場合について、以下のとおり、特別交付税措置を講ずることとしている。

1 算定対象

(1) 「地域の未来予測」の共同作成及び当該「地域の未来予測」を踏まえた「目指す未来像」の議論に要する経費

複数の市町村[※]による「地域の未来予測」の作成及びそれを踏まえた「目指す未来像」の議論に要する経費を対象とする。

ただし、「地域の未来予測」については本要綱第2-1に掲げる全ての要件を満たすものに限る。

※ 同一の連携中枢都市圏を形成する市町村同士のみ又は同一の定住自立圏を形成する市町村同士のみで「地域の未来予測」を共同作成する場合は、措置対象外とする。

(2) 「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組のうちソフト事業に要する経費^{※1}

複数の市町村^{※2}が共同作成した「地域の未来予測」（本要綱第2-1に掲げるすべての要件を満たすものに限る。）に基づく広域連携の取組の検討及びその実施に要する経費を対象とする。

ただし、共同作成した「地域の未来予測」を有効に活用するため、「地域の未来予測」の公表から3年以内に検討・実施するものに限る。

※1：ソフト事業に要する経費とは、地方債（地方財政法第5条第5号に規定する地方債に限る。）を財源とすることができる経費以外の経費とする。

※2：同一の連携中枢都市圏を形成する市町村同士のみ又は同一の定住自立圏を形成する市町村同士のみで「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組としてソフト事業を実施する場合は、措置対象外とする。

2 対象経費

(1) 「地域の未来予測」の共同作成及び当該「地域の未来予測」を踏まえた「目指す未来像」の議論に要する経費

① 複数の市町村による「地域の未来予測」の共同作成に要する経費

【例】

- ・地域課題の調査及び分析経費（調査費、委託費等）
- ・報告書の作成経費（印刷費等）

② 「地域の未来予測」を踏まえた「目指す未来像」の議論に要する経費

【例】

- ・「地域の未来予測」を活用したワークショップの開催経費（印刷費、会場借上費等）
- ・「地域の未来予測」に係る住民説明会の開催経費（印刷費、会場借上費等）
- ・先進自治体の視察に係る経費（旅費、車両借上費等）

(2) 「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組のうちソフト事業に要する経費

① 「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組の検討に要する経費

【例】

- ・連携事業の具体的な内容の検討に要する調査分析経費（調査費、委託費等）
- ・連携事業の実施に向けた検討会等の開催経費（印刷費、会場借上費、謝金等）

② 「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組のうちソフト事業の実施に要する経費

【例】

- ・施設の共同利用のためのシステム整備に要する経費

3 措置額

(1) 「地域の未来予測」の共同作成及び当該「地域の未来予測」を踏まえた「目指す未来像」の議論に要する経費

各市町村が支出した対象経費のうち一般財源の合計額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、対象経費が1市町村あたり5,000千円を超えるときは、1市町村あたり5,000千円を上限とする。

(2) 「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組のうちソフト事業に要する経費

各市町村が支出した対象経費のうち一般財源の合計額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、対象経費が1市町村あたり10,000千円を超えるときは、1市町村あたり10,000千円を上限とする。